

仕 様 書

- 1 役務件名 泡消火設備専用水槽等の清掃役務
- 2 役務場所 群馬県北群馬郡榛東村新井 1017-2 陸上自衛隊相馬原飛行場
- 3 役務概要

(1) 施設内の泡消火設備専用水槽について

下表水槽内の水（PFOS等含有水）のローリー車等又はドラム缶等への移し替えを実施後（別途契約）専用水槽及び配管の洗浄を実施する。

建物名称等	規格等	水槽内水量 (ℓ)	配管洗浄廃水 (ℓ)
飛行場燃料施設	RC地下式	62,000	2,000 (基準)

(2) 水洗浄

施設内の泡消火設備専用水槽、配管経路等のPFOSにより汚染されている可能性がある部分（交換作業時に水分の蒸発等により泡消火薬剤の水溶液が充てんされていない部分を含む）については、水溶液を抜き取り後、可能な限り布等で拭き取ることや、通水により水洗浄（1回を基準）することとする。なお、発生した排液等については、全て回収するものとする。

また、泡消火設備、配管経路等からの漏出確認など、必要な措置を行う場合は、前述の水水槽抜き取り及び配管経路等の水洗浄後に、水の放出により、管路の健全性を確認するものとする。

4 一般事項

- (1) 本仕様書に記載なき事項及び、不明な点は監督官と協議の上、実施するものとする。但し、軽微なものについては、監督官の指示に従うものとする。但し、請負金額、工期等の変更は行わないものとする。
- (2) 役務実施日については、監督官と調整のうえ実施すること。
- (3) 役務現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
- (4) 役務写真は、役務着工前、完了及び施工後隠蔽となる箇所、また、主要な役務段階の役務状況、使用材料、その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。
- (5) 役務時間は土曜日・日曜日・祝祭日を除く、平日の8:15～17:00までとする。なお、役務日時を変更する必要がある場合は、事前に承諾を受けること。
- (6) 業務の実施にあたっては、本特記仕様書に基づき実施するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びPFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（平成23年3月環境省大臣官房リサイクル対策部）などその他の関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (7) 本業務実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、受注者において迅速に実施しなければならない。また、関係官公庁その他に交渉を要するとき、あるいは交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとする。
- (8) 業務に際し、図面と仕様書との内容に相違のある場合や明示のない場合、または疑いを生じた場合は監督官と協議するものとする。ただし、軽微な変更（位置または方法を多少変え、それによる数量を幾分増減する等）は、監督官の指示に従うものとし、この場合の業務委託料及び履行期間については変更しない。
- (9) 別途発注業務と競合する場合は、監督官の指示に従って、当該業務の関係者と協力し遺漏のないよう円滑な進行を図らなければならない。

件名	泡消火設備専用水槽等の清掃役務	図面番号	1 / 10
種別	仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科		

- (10) 受注者は、契約後、速やかに実施計画を作成し、監督官に提出しなければならない。実施計画書に記載すべき事項は次の通りとする。
- ア 業務概要（業務名称、業務目的、場所、履行機関、業務内容、業務数量）
 - イ 業務方法（ドラム缶等への移し替え方法）
 - ウ 業務工程
 - エ 実施体制（連絡先含む）
 - オ 安全管理
 - カ その他（根拠資料等）
- (11) 受注者は契約後、速やかに官側が指定する書類を作成し、監督官に提出しなければならない。官側に提出する書類は以下のとおり。
- ア 現場代理人等指名通知書
 - イ 役務着工届
 - ウ 役務完成通知及び役務完成検査願書（役務完了時）
- (12) 受注者は、下記業務の状況等を日ごとに写真撮影し、整理提出するものとする。
- ア 水槽からの入れ替え作業状況
 - イ 水槽からの入れ替え作業完了時における確認作業状況
 - ウ タンク等における清掃状況
 - エ 作業後の清掃状況
 - オ その他必要な状況
- (13) 履行場所においては関係法規を遵守し、常に業務の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めるとともに、現場の作業等者の出入り、火災、盗難の防止、風紀・衛生等の取締り、その他について充分な注意を払わなければならない。
- (14) 災害または事故が発生した場合は、直ちに適切な措置をとるとともに、その経緯を速やかに監督官に報告するものとする。
- (15) 業務実施の都合上、夜間作業を必要とする場合は、監督官に報告するとともに、所要の手続きを行わなければならない。
- (16) 受注者は、業務のために必要な資料、労務及び機材の提供について監督官の指示に従わなければならない。また、完了検査及びそれに先立ち監督官が行う下検査に対しても管理技術者等を立ち合わせなければならない。
- (17) 受注者は、監督官の指示に従い、業務の進捗状況、その他、監督官の要求する報告書を提出し、必要に応じて監督官の指示に従い、相馬原駐屯地において打合せを行い、監督官に説明しなくてはならない。
- (18) 業務実施期間中に、監督官が中間段階での成果品の提出を求めた場合には、その指示に従い、提出するとともに、必要に応じて監督官の指示に従い、相馬原駐屯地において打合せを行い、監督官に説明しなくてはならない。
- (19) 交付された設計図書（複製を含む）は、業務完了後すべて返却しなければならない。
- (20) 成果物は、すべて発注者の所有とし、他に公表、貸与または使用してはならない。
- (21) 受注者は、業務完了後、関係区域内の後片付けを行うとともに、破損したものについては直ちに復旧し、清掃を行わなければならない。
- (22) 受注者は、業務実施に際し、環境保全について特に注意するものとする。また、業務遂行に当たり環境が阻害される恐れのある場合は、あらかじめ対策を立て監督官と協議するものとする。
- (23) 地元関係者との調整
- ア 受注者は、地元関係者から業務に関する質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督官と調整の上対応することとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努める。

件名	泡消火設備専用水槽の清掃役務	図面番号	2 / 10
種別	仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科		

イ 受注者は、仕様書の定め、あるいは監督官の指示により受注者が行うべき地元関係者の説明、交渉等を行う場合は、交渉等の内容を書面で随時報告し、指示があった場合はそれに従う。

ウ 受注者は、監督官と地元関係者との協議について、監督官から指示があった場合には、地元協議会に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行う。

(24) 打合せ協議

打合せ協議を実施することとし、本業務の実施にあたっては、協議が必要（当初・中間・完了）な段階で監督官と協議を行うものとする。

(25) 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出防止に万全を期すためにファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、業務関係書類とは、設計図書、業務計画書、成果物のほか、管理技術者等通知書の本店等で作成する書類の一切を含むものとする。

(26) 再委託

ア 受注者は、総合的企画、業務の遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等については、再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、印刷、製本、速記類の作成、翻訳、トレース、資料整理、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、参考書籍・文献購入、消耗品購入等といった軽微な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の受注者（以下「協力者」という。）との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、防衛省のコンサルタント業務等指名競争参加有資格者である場合には、指名停止期間中であってはならない。

(27) 本業務の実施にあたっては、監督官と打合せが必要な時は監督官の指示に従い、打合を行うものとする。

(28) 電気、水の使用については、原則請負者にて準備することとするが、やむを得ず官側のものを使用する場合は事前に監督官と協議した後、使用（有料）すること。

5 特記事項

(1) 本業務対象処分物は、PFOS等含有水、当該水の移し替え作業の際にPFOS等が付着したホースや保護シート等の雑材、移し替えたドラム缶、清掃に使用したウエス等当該業務の実施に伴い、PFOS等が付着したものとする。

(2) PFOS等含有水はドラム缶（クローズドタイプに限る。以下同じ。）又はローリー車に収集して運搬するものとする。ただし、ドラム缶又はローリー車と同程度以上の漏出対応が万全である容器を使用することとしても差し支えない。

(3) ドラム缶等を用いる場合の清掃

ア PFOS等含有水を、受注者がドラム缶等に移し替える。PFOS等含有水を移し替えた後、PFOS等含有水が入っていた水槽内をウエス等でふき取るものとする。

イ ドラム缶等は受注者にて準備・確保するものとする。

ウ 作業を行うにあたっては、環境に十分に配慮しながら行うこととし、以降の作業についても同様に配慮するものとする。特に、PFOS等含有水が漏出することがないように慎重に作業を実施すること。

エ 作業する場所や実施時期については、監督官と協議のうえ、決定する。

オ 消泡剤を使用する場合は、事前に監督官の承認を得ること。

件名	泡消火設備専用水槽の清掃役務	図面番号	3 / 10
種別	仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科		

(4) ローリー車等を用いる場合の清掃

ア PFOS等含有水を、受注者がローリー車等に移し替える。PFOS等含有水を移し替えた後、PFOS等含有水が入っていた水槽内をウエス等でふき取るものとする。

イ ローリー車等は受注者にて準備・確保するものとする。

ウ 作業を行うにあたっては、環境に十分に配慮しながら行うこととし、以降の作業についても同様に配慮するものとする。特に、PFOS含有水が漏出することがないように慎重に作業を実施すること。

エ 作業する場所や実施時期等については、監督官と協議のうえ、決定する。

オ 消泡剤を使用する場合は、事前に監督官の承認を得ること。

(5) ドラム缶又はローリー車と同程度以上の漏出対応が可能な容器を用いる場合は、前2項に準じて清掃を行うものとする

(6) 泡消火設備配管の清掃等については、通水により行うことを標準とする。

ただし、水槽の規模や構造、配管部分の経路により他の方法がより適切であると判断される場合は、監督官と協議の上、実施することができるものとする。

(7) 作業時は、マスク・手袋・ゴーグル等を使用し、安全な状態で作業を行うものとする。

(8) 清掃完了時は、その旨監督官へ連絡する。

6 業務成果物

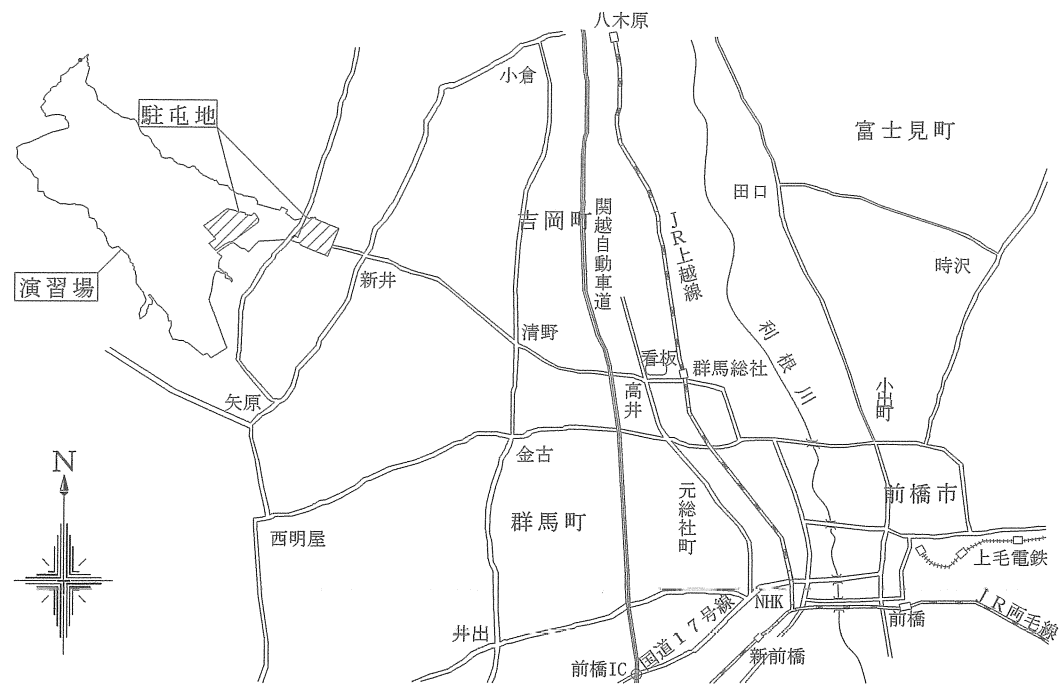
(1) 提出成果物は、次に掲げるものとする。

名 称	規格・寸法	提出部数	備 考
業務報告書	A4版 1. 業務概要 2. 業務日報 3. 打ち合わせ簿 4. 業務写真 5. 参考資料	3部	

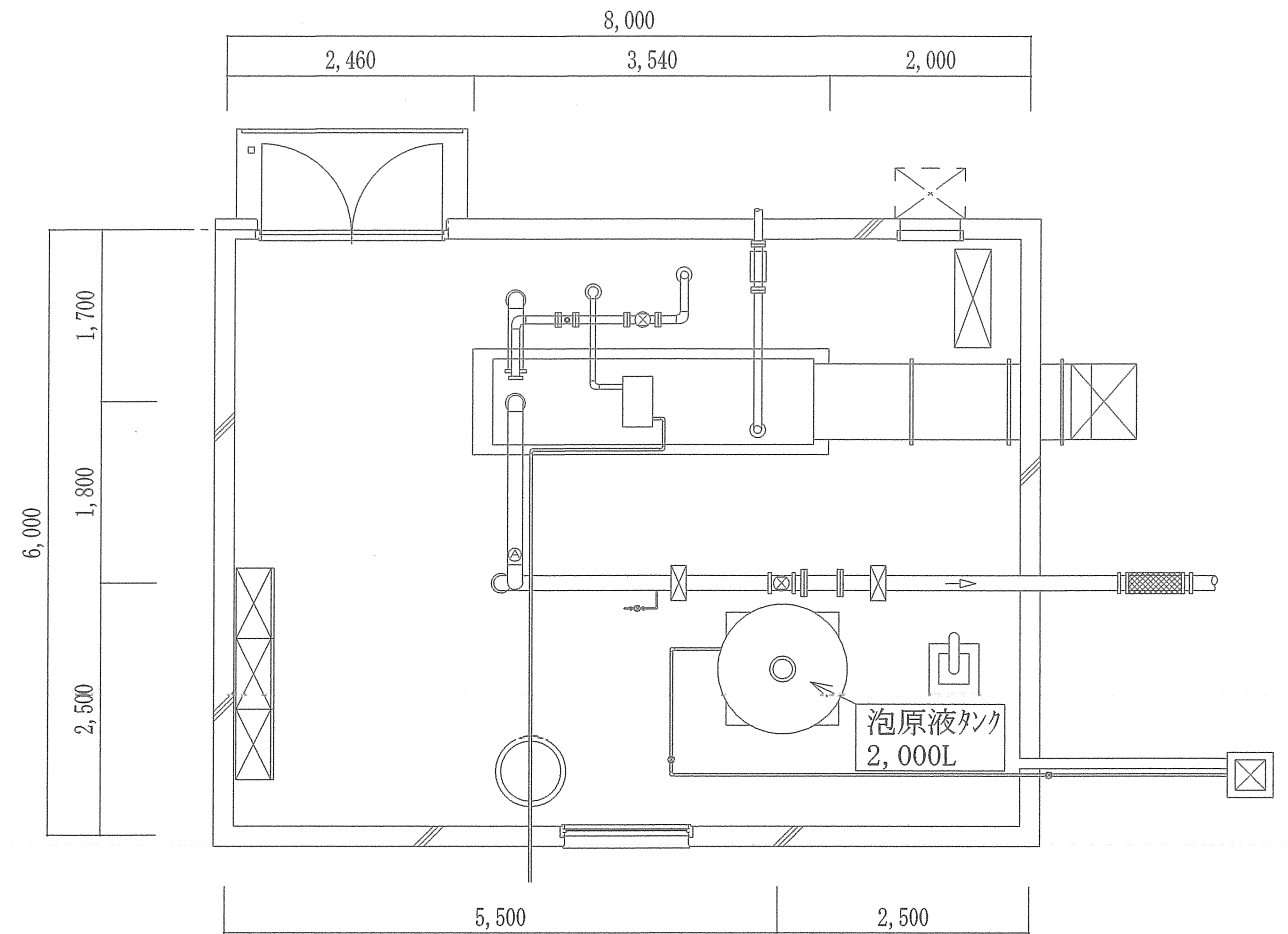
(2) 成果物に使用する計量単位

成果物に使用する計量単位は、国際単位系（SI）とし、従来単位を併記するものとする。

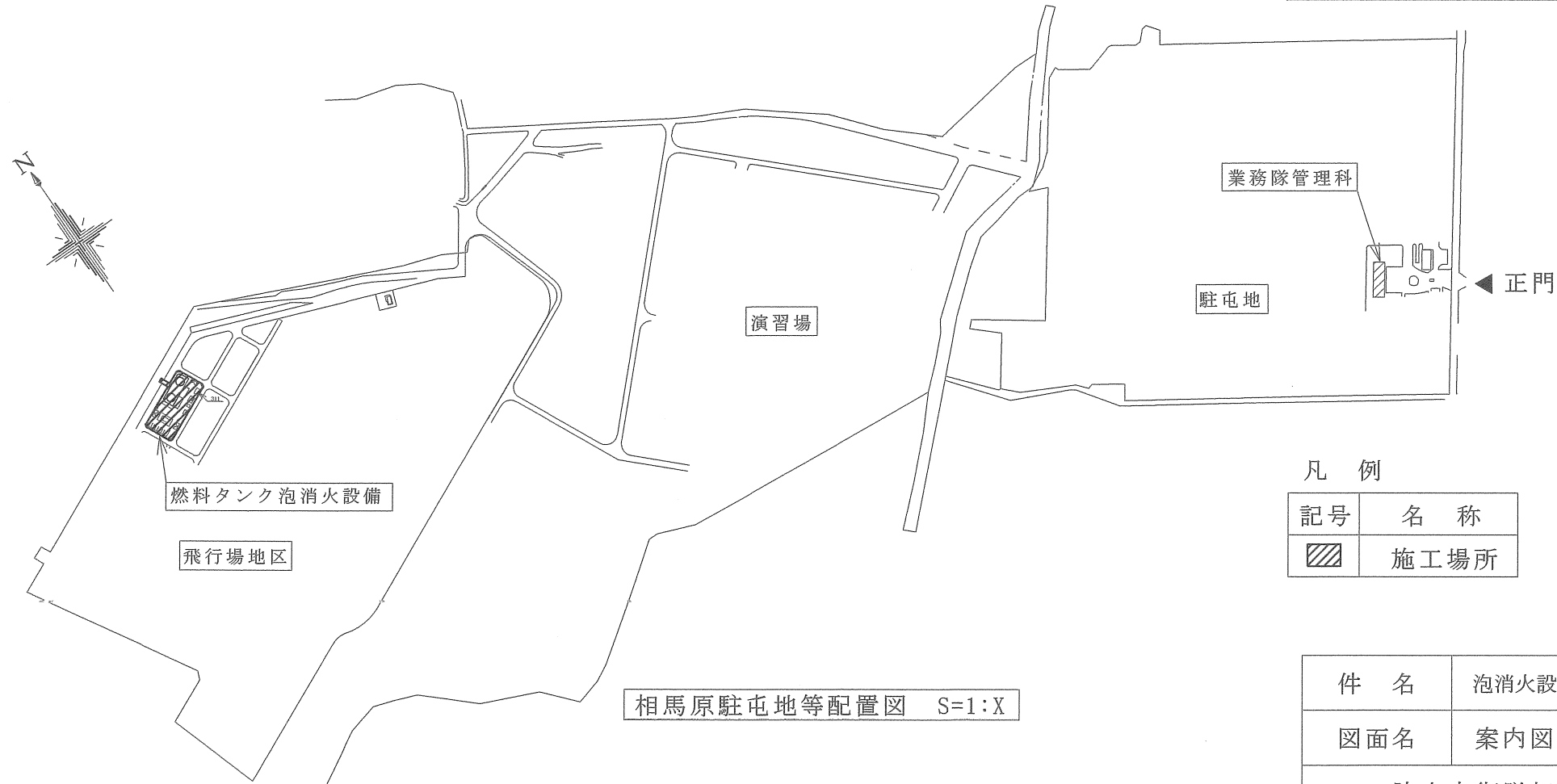
件 名	泡消火設備専用水槽の清掃役務	図面番号	4 / 10
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科		



相馬原駐屯地案内図 S=1:X



消火ポンプ室平面図 S=1:75

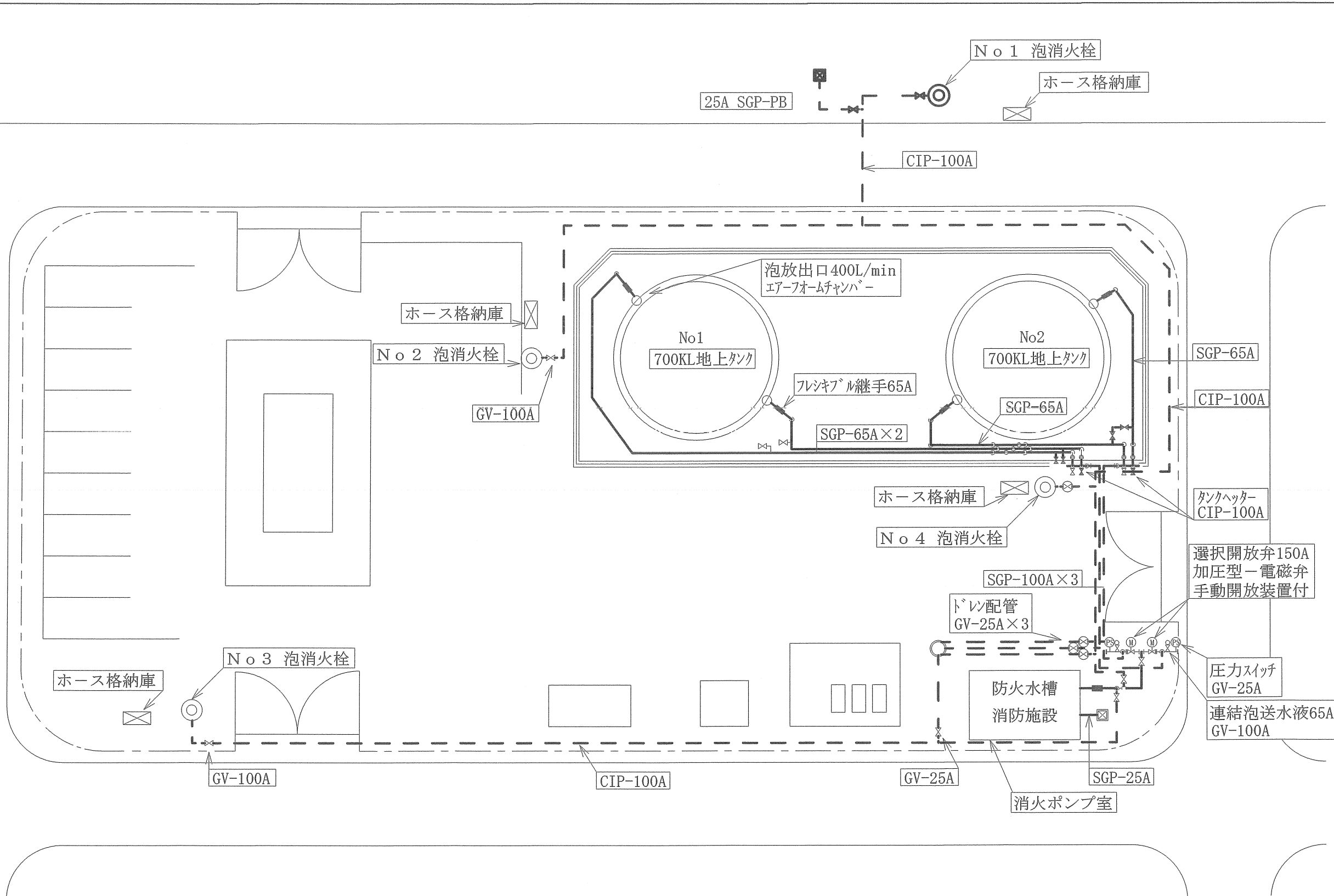


相馬原駐屯地等配置図 S=1:X

凡例

記号	名称
	施工場所

件名	泡消火設備専用水槽等の清掃役務	図面番号	5 / 10
図面名	案内図・配置図・平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科		令和4年9月	

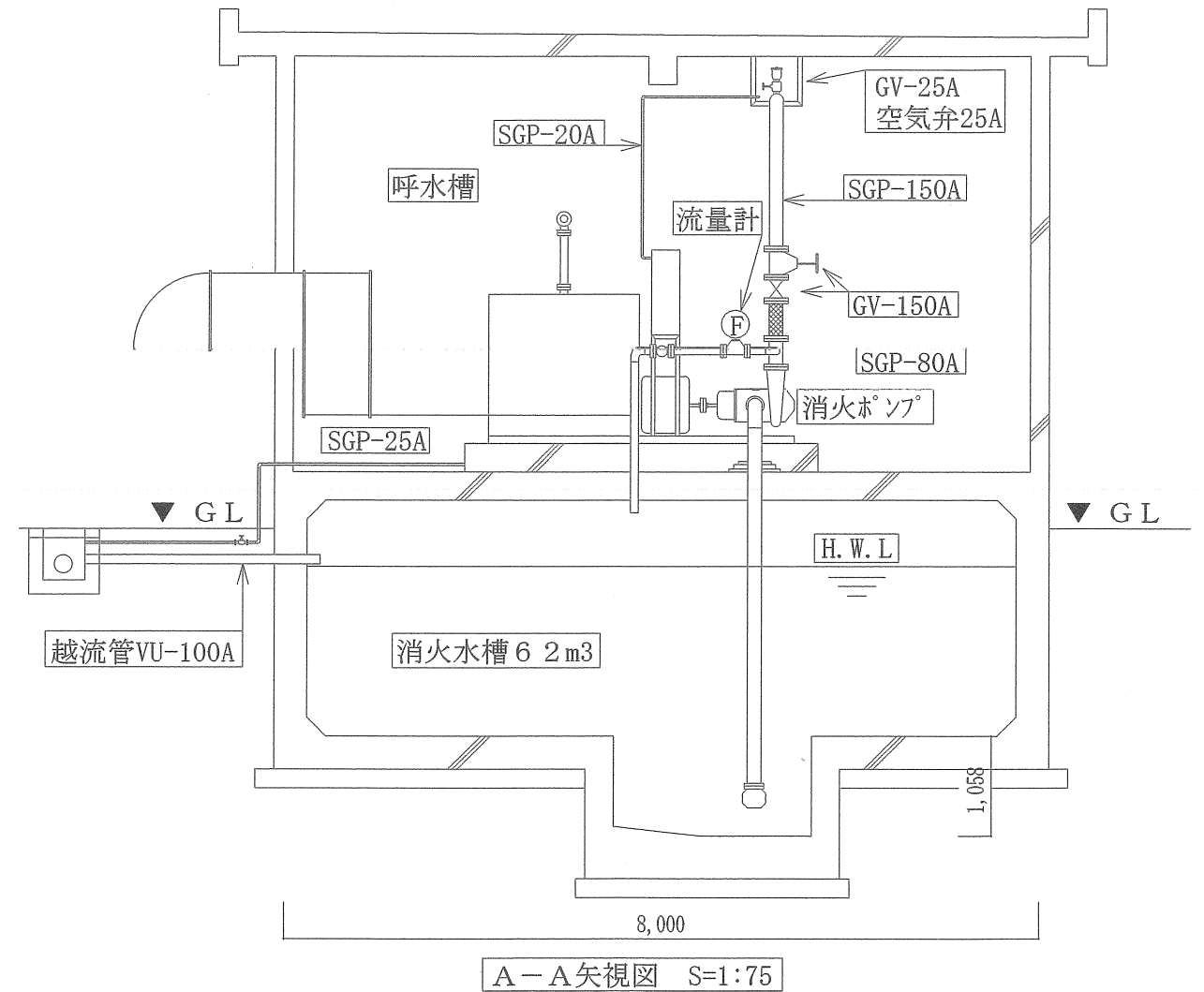
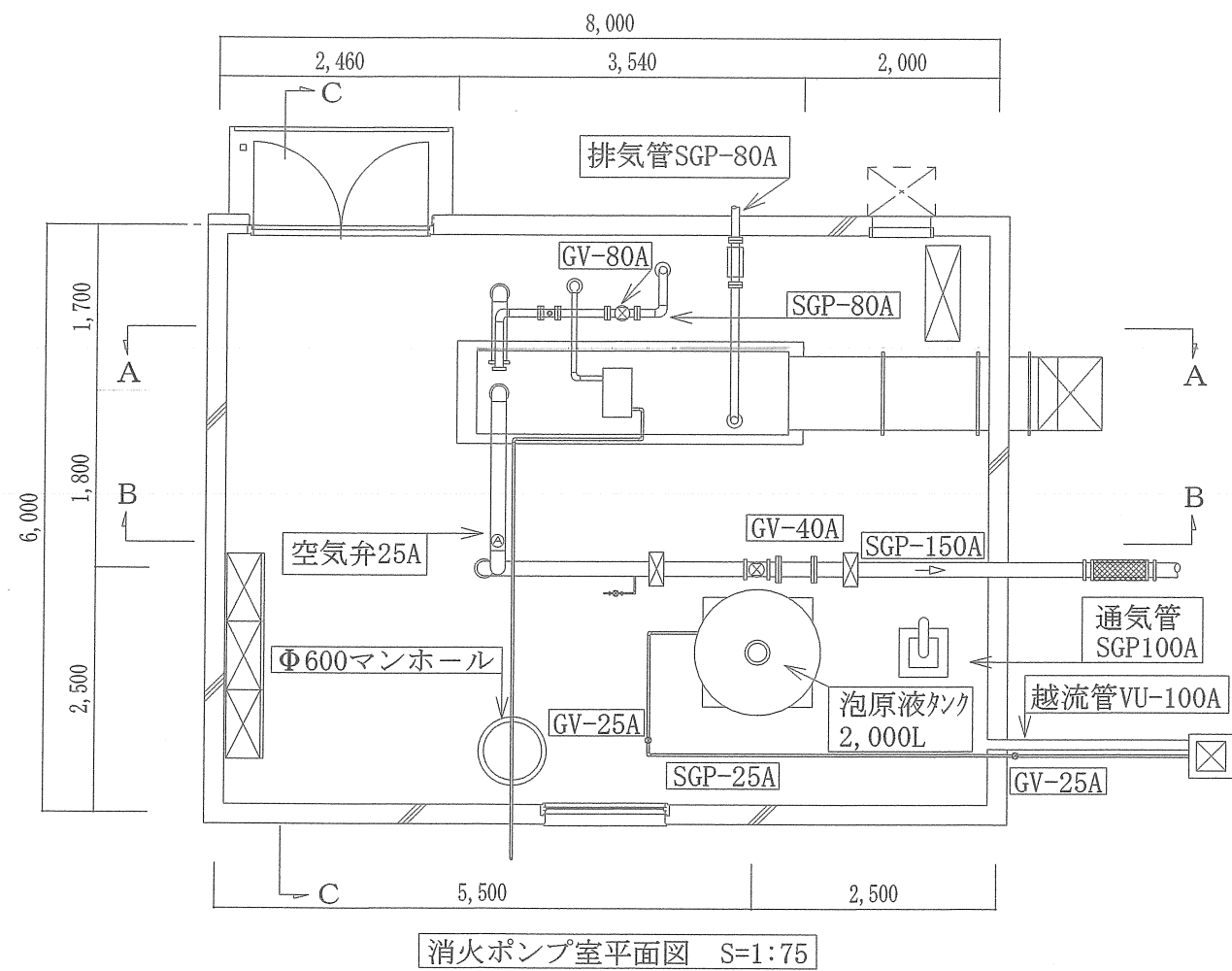


凡例

記号	名称
—	泡消火配管(露出)
- -	泡消火配管(地中配管)
⊠	ホース格納庫
◎	泡消火栓(双口)

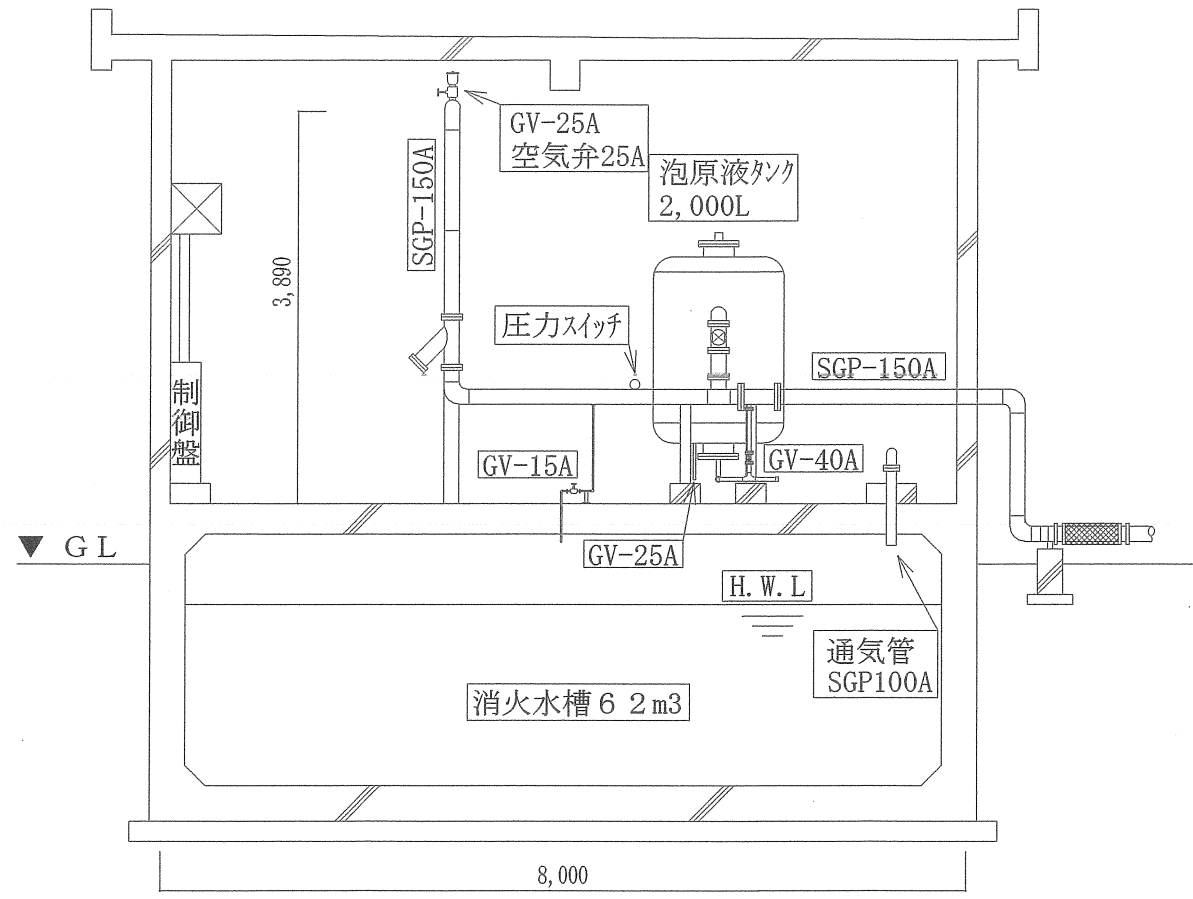
泡消火施設配置平面図 S = 1 : 300

件名	泡消火設備専用水槽等の清掃役務	図面番号	6 / 10
図面名	泡消火施設配置平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科		令和4年9月	

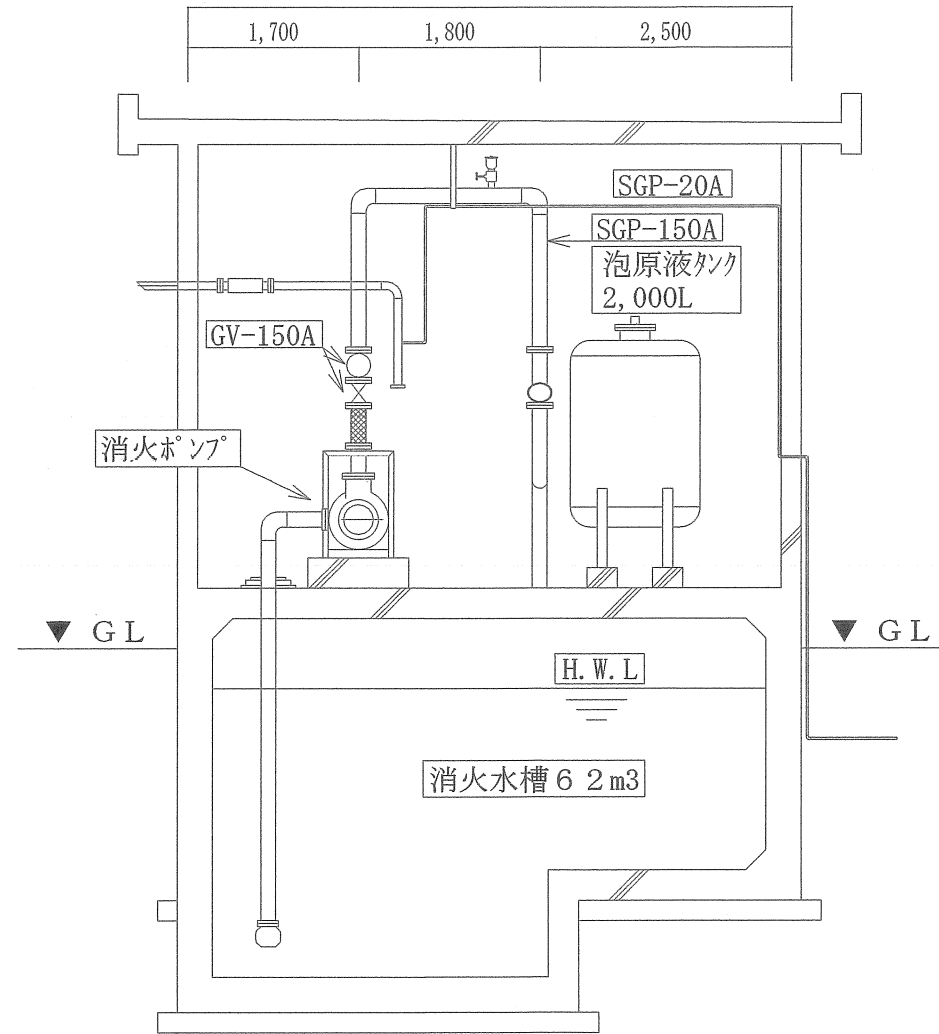


件名	泡消火設備専用水槽等の清掃役務	図面番号	7 / 10
図面名	消火ポンプ室平面図ほか	縮尺	図示
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科		令和4年9月	

消火ポンプ室

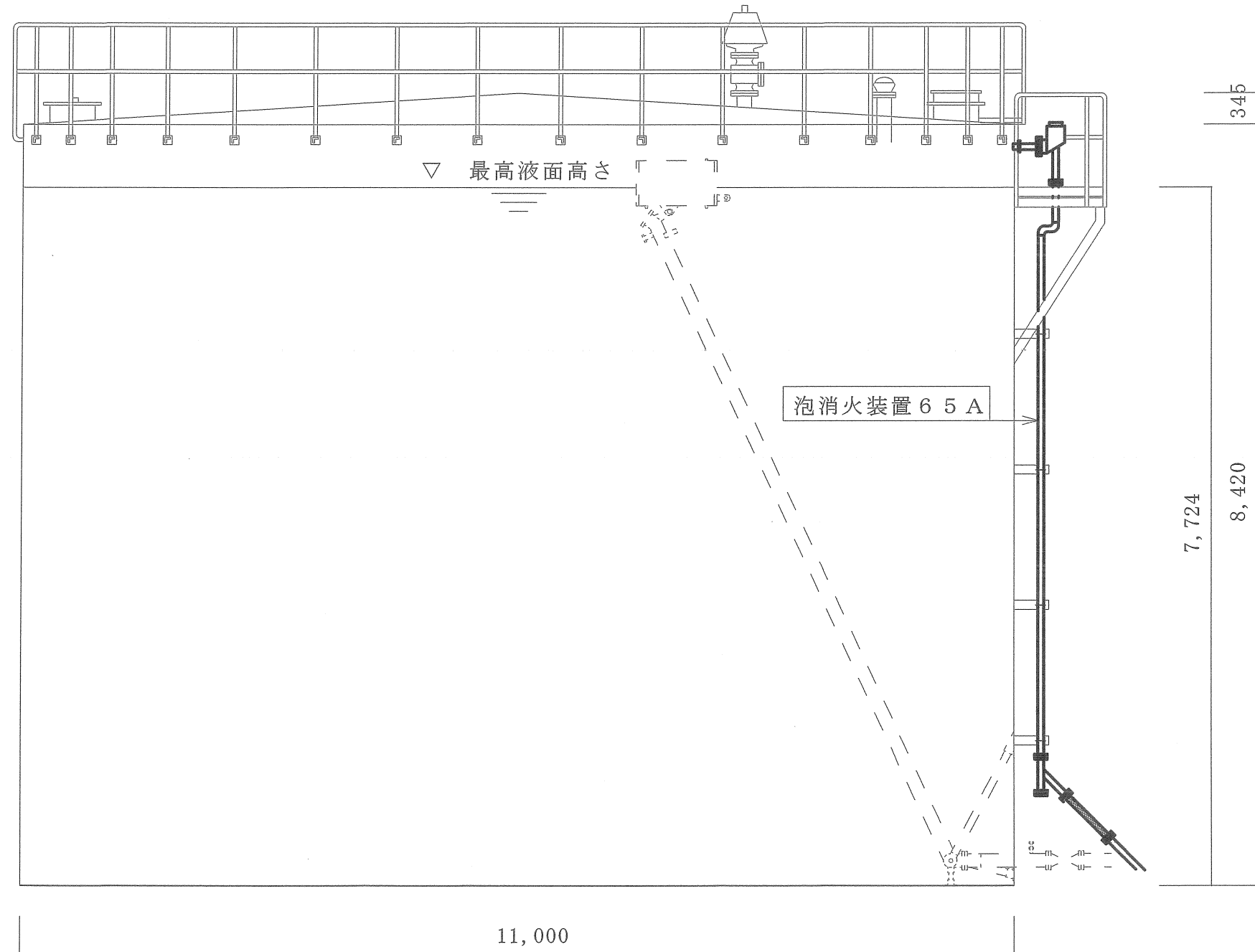


B-B 矢視図 S=1:75



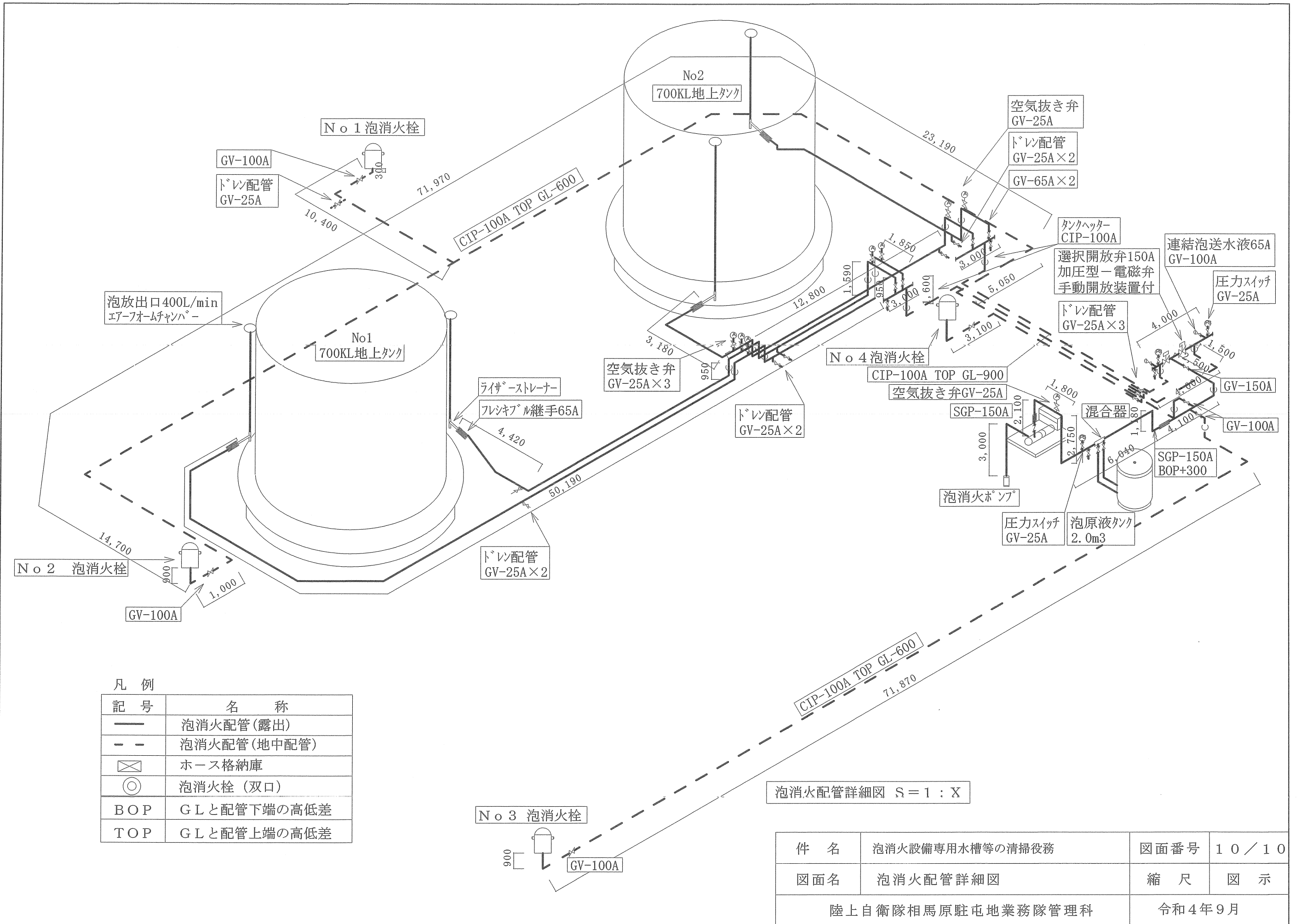
C-C 矢視図 S=1:75

件名	泡消火設備専用水槽等の清掃役務	図面番号	8 / 10
図面名	消火ポンプ室矢視図	縮尺	図示
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科		令和4年9月	



700KL地上タンク立面図 S=1:60

件名	泡消火設備専用水槽等の清掃役務	図面番号	9 / 10
図面名	700KL地上タンク立面図	縮尺	図示
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科		令和4年9月	



凡例

記号	名称
—	泡消火配管(露出)
- -	泡消火配管(地中配管)
⊠	ホース格納庫
⊙	泡消火栓(双口)
BOP	GLと配管下端の高低差
TOP	GLと配管上端の高低差

泡消火配管詳細図 S = 1 : X

件名	泡消火設備専用水槽等の清掃役務	図面番号	10 / 10
図面名	泡消火配管詳細図	縮尺	図示
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊管理科		令和4年9月	